

(BC3) 土木学会誌編集委員会規則

平成14年1月25日	制 定
平成18年6月16日	一部改正
平成23年11月18日	〃
平成24年5月11日	〃
平成29年7月7日	〃

(目的)

第1条 土木学会誌編集委員会（以下「委員会」という。）は、学会誌を編集し刊行することを目的とする。

(活動)

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 土木学会誌の編集および刊行。
- (2) 土木学会誌叢書の編集。

(構成)

第3条 組織構成は、編集委員会とする。ただし、編集委員会は、必要に応じて班を設置できる。

2 委員会の構成員は、委員長1名、副委員長1名、幹事長1名、委員（含 支部選出委員）60名以内とし、必要に応じて特別委員を任命することができる。

3 業務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、編集委員会を総理・代表し、学会誌を編集総括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、主として、総務・人事・財務・契約等を担当する。
- (3) 幹事長は、委員長を補佐し、主として、企画・編集・渉外・会議運営等を担当する。
- (4) 委員は、業務を担当する。
- (5) 特別委員は、特命の業務を担当する。
- (6) 業務遂行上、班を設ける。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長・委員等の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、コミュニケーション部門の主査理事の推薦を受け、理事会の承認を得て会長が指名する。
 - (2) 副委員長、幹事長は、委員長が指名する。
 - (3) 委員、特別委員は、委員長が、副委員長および幹事長と協議の上、指名する。
- 2 委員（委員長・副委員長・幹事長を含む）の任期は2年とする。必要であれば再任を妨げない。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。委員会は、原則として月1回開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催にかえることができる。

(著作権)

第6条 土木学会誌に掲載する著作物の著作権（著作権法第27条、第28条に定める権利を含む）は土木学会に帰属（譲渡）する。

- 2 記事提出時または投稿時には（様式-1）に定める用紙を提出のこと。
- 3 著作者自らが、著作物の全文、または一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用する場合、本会は原則として、その利用を妨げない。ただし、その利用にあたっては、本会へ通知しなければならない。

- 4 第三者から著作物の全文または一部の複製利用（翻訳として利用する場合を含む）の申し込みを受けたときには、本会は特に不適切とみなされる場合を除き、これを許諾することができる。この場合、本会は著作者に著作物利用の概要を通知する。

（事務局）

第7条 土木学会における担当部署は、出版事業課とする。

（規則の変更）

第8条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成14年1月25日 理事会議決） この内規は、平成14年1月25日から施行する。

附則（平成18年6月16日 理事会議決） この変更内規は、平成18年6月16日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成24年5月11日 理事会議決） この変更規則は、平成24年4月16日から施行する。

附則（平成29年7月7日 理事会議決） この変更規則は、平成29年7月7日から施行する。

(様式－1)



土木学会誌

JSCE Magazine, "Civil Engineering"

著作権譲渡書

公益社団法人土木学会

土木学会著作権に関する規則により、下記の原稿(記事)の著作権を土木学会へ譲渡することを承諾します

掲載号: 土木学会誌 第 _____ 巻 第 _____ 号(_____ 年 _____ 月)

記事名: _____

著作者名: _____

連絡先 住所: (〒 -) _____

連絡先 所属: _____

署名: _____

日付: _____ 年 _____ 月 _____ 日

※著作者名: 複数の場合、全員を記載

※署名: 著作者が複数の場合、全員が署名するか、権限を委任された代表者がその旨明記して署名

著作権の譲渡に関して

土木学会誌の原稿(記事)の著作権は、土木学会著作権に関する規則により、土木学会へ最終原稿(記事)が提出された時点で、土木学会に帰属させていただきます。なお、譲渡される著作権には、著作物の配布・保存方法の変更等に伴う改変、概要または一部のみを抽出して利用することへの許諾を含みます。また、著作権の譲渡に関しては、冊子体の学会誌とWeb公開の両方を対象とします。

著作権譲渡書に必要事項をご記入・ご署名のうえご提出いただきますようお願いいたします。著作者が複数の場合には、著作者全員の合意を得たうえで、その著作権の代表者が署名することもできます。

特別な事情により著作権の譲渡に承諾できない場合や一部制約がある場合には、その旨を書面にてご連絡いただきますようお願いいたします。なお、土木学会著作権に関する詳細は「土木学会著作権に関する規則」(<http://www.jsce.or.jp/rules/rules.shtml>)をご参照下さい。

■問合せ先■

公益社団法人土木学会 事務局 編集課 土木学会誌係/E-mail:edi2@jsce.or.jp

住所:〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目外濠公園内/TEL:03-3355-3435/FAX:03-5379-2769



Copyright Transfer Agreement

JSCE Magazine “Civil Engineering”

Please read this agreement carefully, and complete it, and return a copy to us by email, fax, or hard copy immediately, to avoid any delay in the publication of your article.

Magazine title: JSCE Magazine “Civil Engineering”

Issue: Vol. _____ No. _____ Month & Year _____

Article Title: _____

Signing Author: Name _____

Affiliation _____

Postal address _____

Tel _____ Fax _____

Email _____

Copyright Transfer

JSCE requires that author(s) assign copyright to JSCE for all content published by JSCE. The author(s) warrant(s) the above-cited article (hereafter the “Article”) is the original work of the author(s). The undersigned, with the consent of all authors, hereby transfers, to the extent that there is copyright to be transferred, the exclusive copyright interest in the Article in this and all subsequent editions of the Article, and in derivatives, translations, or ancillaries throughout the world, in Japanese and in other languages, in all formats and media expression known or later developed, including electronic, to Japan Society of Civil Engineers, subject to the “Copyright Regulations of the Japan Society of Civil Engineers” (established September 26, 2014).

This transfer of copyright includes all materials to be published as part of the Article, including tables, figures and other supplemental materials.

JSCE has the following rights:

- (i) The right to reproduce the Article due to changes in all forms of distribution, storage, et al.
- (ii) The right to use the Article with summaries or extracts of the Article.
- (iii) The right to publish the Article in both its printed form and digital form on the JSCE website in whole or in part.
- (vi) No proprietary right other than the copyright of the Article.

The undersigned author and all coauthors retain the right to prepare derivative works, present orally, or distribute the Article, provided that all such use is for personal noncommercial benefit of the author(s) and is consistent with any prior contractual agreement between the undersigned and/or coauthors and their employers.

I, the signing author, representing all coauthors listed on the above-cited article, confirm that all of the content, tables, figures and others) in the submitted article are original work created by the authors, or work for which permission to resuse has been obtained from the creator, and transfer copyright or claim exemption to transfer. If I claim exemption to transfer, I notify that to JSCE in written form.

Print name of author (Signing author)

Signature of author (Signing author)

Date(day/month/year)

This agreement must be signed by all coauthors.

Coauthor's name & Signature

Date(day/month/year)

Coauthor's name & Signature

Date(day/month/year)

More details of the copyright policies of JSCE can be found at
<http://www.jsce.or.jp/rules/rules.shtml> 2-G1-3

■Contact■

XXXX XXXXXX 一担当編集委員名

c/o JSCE Magazine Unit, Publication Division, JSCE

Adress: Yotsuya 1-chome, Shinjuku-ku, Tokyo JAPAN 160-0004

Tel: +81-3-3355-3444 / Fax: +81-3-5379-2769

E-mail : edi2@jsce.or.jp